

第六十二号議案

江戸川区営住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十九日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区営住宅条例の一部を改正する条例

江戸川区営住宅条例（平成十四年三月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第六条第二項第七号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」に改める。

付 則

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

（説明）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の題名を改める改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。